

新 B&G 海洋センターLED ビジョン等導入業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和7年6月

滝川市教育委員会教育部社会教育課

新 B&G 海洋センターLED ビジョン等導入業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

令和8年度にオープンする新しい B&G 海洋センターでは、利用者に新たな体験型プログラムを提供するため、大型 LED ビジョンを導入する。

また、カヌーなどの海洋性スポーツをテーマとした訴求力のあるデジタルコンテンツを制作し、高画質かつ大画面の LED ビジョンに投影・配信することで、施設の付加価値を高め、より多くの利用者を引きつけることを目的とする。

このことから、事業者の選定にあたっては、豊富な経験及び専門知識を有する事業者を選定する必要があるため、事前に総合的な能力を確認し審査を行うことができる公募型プロポーザルを実施する。

2. 業務概要

(1) 業務名

新 B&G 海洋センターLED ビジョン等導入業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

「新 B&G 海洋センターLED ビジョン等導入業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約の日から令和8年3月31日まで

(4) 契約上限額

金 25,718,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(5) その他

本業務の内容については、この要領に示す内容及び応募者から提案のあった内容に基づき、修正を行う場合がある。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たした単独事業者（法人格を有する者）、又はこれらにより構成された共同事業体とする。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の4の規定に該当していない者であること。

(2) 国税及び地方税を完納していること。

(3) 滝川市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に基づく、指名停止を受けていないこと。

(4) 滝川市暴力団の排除の推進に関する条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団関係事業者に該当する者でないこと。

(5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法に基づく再生手続き開

始の申し立てをしている者でないこと。

(6) 令和2年4月1日以降、官公庁又は民間等から同規模のLEDビジョンの導入及びデジタルコンテンツの制作を受注した実績を有すること。なお、共同事業体の場合は各構成員の業務実績とする。

(7) 共同事業体を構成する全事業者（以下「構成員」という。）は、以下の要件を全て満たすこと。

ア 構成員は共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。

イ 参加申請後の代表者及び構成員の変更は原則として認めない。

ウ 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

エ 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。また、各構成員は複数の共同事業体の構成員となることはできない。

4. スケジュール

下表のとおりとする。なお、各実施日について事務の都合上変更する場合がある。

手 続 等	日 程
公告（募集開始）	令和7年6月6日（金）
質問提出期限	令和7年6月20日（金）まで
質問回答期間	令和7年6月27日（金）まで
参加申請書提出期限	令和7年7月7日（月）まで
参加資格審査結果通知	令和7年7月14日（月）
企画提案書類の提出期限	令和7年7月23日（水）まで
プレゼンテーション審査	令和7年7月31日（木）
選定結果通知	令和7年8月8日（金）
契約締結・事業開始	令和7年9月1日（月）

5. 質問の受付及び回答

当該業務に関して質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出方法

ア 「質問書（様式1）」に内容を記載し、電子メールにて提出すること。口頭、電話、FAX、持参での質問は一切受付しない。

イ 共同事業体で応募する場合は、代表する法人が電子メールを送信すること。

ウ 件名は「質問：LEDビジョン等導入業務委託」と明記すること。

(2) 受付期限

令和7年6月20日(金)午後5時まで(必着)

(3) 回答方法

令和7年6月27日(金)までに本市ホームページにて回答を行う。ただし、質問がない場合は掲載しない。

6. 参加申請書類の提出

「3. 参加資格要件」を満たし、本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

参加申請書については、単独事業者の場合は様式2-1、共同事業体として参加する場合は様式2-2を使用すること。なお、共同事業体として応募する場合は、参加資格確認に必要な書類(様式エ〜カ)を構成員ごとに提出すること。

ア 参加申請書(様式2-1)

イ 参加申請書兼共同事業体届出書(様式2-2)

ウ 使用印鑑届(様式3)

エ 誓約書(様式4)

オ 事業概要(パンフレット等の業務内容や実績がわかるもの)

カ 履歴事項全部証明書

※申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可

キ 直近1年分の貸借対照表及び損益計算書(写し可)

ク 同種・同類業務の実績書(様式5)

(2) 提出方法

持参又は郵送による提出を可とするが、郵送の場合は配達証明にて送付すること。

(3) 提出部数

各1部

(4) 提出期限

令和7年7月7日(月)午後5時まで(必着)

(5) 参加資格審査結果の通知

資格要件の適否については、令和7年7月14日(月)までに様式2に記載の担当者メールアドレスに通知する。なお、参加資格の適否についての異議申し立ては受付しない。

7. 企画提案書類の提出

本プロポーザルへの参加を認められた者は、次のとおり書類を提出すること。なお、提案内容は「仕様書」に基づき、簡潔かつ明瞭に作成することとし、専門知識を有しない者でも理解できるよう、必要に応じて写真、画像、図表を活用すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（A4 又は A3 用紙片面印刷で 10 枚程度）

- ・業務実施体制・業務工程
- ・設置する機器の仕様（最大消費電力や輝度など）
- ・LED ビジョン管理システムの構成（システム内容、操作方法など）
- ・制作するコンテンツの内容（アウトライン、表現手法、シナリオなど）
- ・導入費用及びランニングコスト（導入後 10 年間における機器の更新内訳等）

イ 見積書（全ての経費について内訳を記載し、代表者印を押印すること）

- ・周辺機器一式の調達及びセットアップの費用を含めること。
- ・機器の搬入費用を含めること。
- ・二次側電源、下地鉄骨製作その他設置に要する費用を含めること。

(2) 提出方法

持参又は郵送による提出を可とするが、郵送の場合は配達証明にて送付すること。

(3) 提出部数

正本 1 部、副本 6 部

(4) 提出期限

令和 7 年 7 月 23 日（水）午後 5 時まで（必着）

8. 選定に関する事項

本事業の事業者選定は、公募型プロポーザル方式により行い、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。なお、審査内容及び審査結果に関する問い合わせ、異議申立て等は一切できないものとする。

(1) 開催日（予定） 令和 7 年 7 月 31 日（木）

(2) 実施場所（予定）滝川市大町 1 丁目 2 番 15 号 滝川市役所内

※詳細は、参加資格審査結果通知の際に通知する。

(3) 実施主体 滝川市職員で構成する審査職員会議が実施する。

(4) プレゼンテーション方法

ア 提案者による内容の説明（20 分以内のプレゼンテーション）と、審査委員による質疑応答（15 分程度）を行う。なお、資料の追加変更は認めないが、提案書の範囲内で補足動画等の資料を用いることは可とする。

イ 提案書の内容に沿ってパワーポイント等において表現すること。

ウ モニター（HDMI 入力）は本市で用意するが、パソコンその他必要な機器は提案者が準備すること。

エ 参加者は 5 名までとする。

オ 遅刻又は欠席した場合は、本プロポーザルを辞退したものとみなす。

(5) 審査基準

審査基準は、下表のとおりとする。

審査項目	主な審査着眼点
業務の理解	・業務の背景や目的を踏まえた適切な提案となっているか。
	・業務に対する取組方針が適切な内容となっているか。
実施体制等	・納品までのスケジュールは適切に設定されているか。
	・業務の実施体制及びアフターサポートは適切な内容となっているか。
機器・管理 システム	・視認性に優れた機器の提案となっているか。 ※判断基準：リフレッシュレート、輝度
	・耐久性能に優れた機器の提案となっているか。 ※判断基準：耐久使用時間
	・省エネ性能に優れた機器の提案となっているか。 ※判断基準：最大消費電力
	・操作性に配慮された管理システムとなっているか。
コンテンツ	・テーマに基づいた訴求力の高い内容となっているか。
	・飽きさせない工夫が盛り込まれているか。
費 用	・導入費用の算定は適切な内容となっているか。
	・ランニングコストの算定は適切な内容となっているか。
その他	・上記評価項目以外に、魅力的かつ合理的な内容が盛り込まれているか。

(6) 選定方法について

ア 合計点が最も高い者を最優秀提案者とし、次に得点の高かった者を次点提案者とする。

イ 合計点が同点の場合は、見積金額が低い提案者を最優秀提案者として選定する。

ウ 合計点が最も高い提案者の評価において、合計の評価点が6割を下回った場合は、最優秀提案者として選定しない。

エ 応募者がいない場合は、本プロポーザルを中止する。

(7) 失格事由

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 提案した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

ウ 見積書の記載金額が契約上限金額を超えている場合

エ その他、審査職員会議が不適当と認める行為があった場合

(8) 選定結果の通知及び公表

選定結果は全ての参加者に対し通知するとともに、本市ホームページで公表する。

9. 契約の締結

- (1) 最優秀提案者は、提案内容に基づき、本市と速やかに協議を行い、合意した場合は契約を締結する。なお、協議が整わなかった場合や契約締結までに失格事項が判明した場合は、次点提案者と協議を行い、受注者を決定する。
- (2) 契約書には、必要な事項について改めて見積書を徴取し、提案内容と合意内容に基づく仕様書を作成したのち、委託契約を締結する。
- (3) 契約保証金は契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。
- (4) 契約書作成等に必要な費用は、受注者の負担とする。

10. その他

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (2) 提案以降における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。ただし、市から指示があった場合はこの限りではない。
- (3) 提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製を作成することがある。
- (4) 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等のプロポーザル参加に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、全て提案者が負うものとする。
- (6) 提出された書類は滝川市情報公開条例及び滝川市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- (7) 企画提案書の作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。

11. 担当部署及び提出先

担当：滝川市教育委員会教育部社会教育課

住所：〒073-8686 滝川市大町 1 丁目 2 番 15 号 滝川市役所 7 階

電話：0125-28-8046

質問送付先：shisetsu@city.takikawa.lg.jp

※営業時間は、午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

12. 様式資料

（様式1）質問書

（様式2－1）参加申請書（単独事業者用）

（様式2－2）参加申請書兼共同事業体届出書（共同事業体用）

（様式3）使用印鑑届

（様式4）参加申請に係る誓約書

（様式5）同種・同類業務の実績書